

小樽商科大学国際連携本部規程

(平成28年3月14日制定)

(設置)

第1条 小樽商科大学学則第6条第2項に基づき、小樽商科大学国際連携本部（以下「国際連携本部」という。）の組織及び運営に関する必要な事項は、この規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 国際連携本部は、小樽商科大学（以下「本学」という。）における研究及び教育の国際交流を推進することを目的とし、本学の国際連携を企画・立案・実施する。

(業務)

第3条 国際連携本部においては、次の業務を行う。

- (1) 海外における大学等との渉外・協定に関すること。
- (2) 国内の諸機関との国際交流に係る渉外・協定に関すること。
- (3) 国際シンポジウムの開催、海外の研究者の受入れ等、学術国際交流に関すること。
- (4) その他国際連携の企画・立案・実施に関すること。

(組織)

第4条 国際連携本部に、次の職員を置く。

- (1) 本部長
- (2) その他の職員

(本部長)

第5条 本部長は、本学専任の教員のうちから学長の推薦に基づき、学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長が選任する。

- 2 本部長は、国際連携本部の業務を掌理する。
- 3 本部長の任期は2年とする。
- 4 本部長に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 5 本部長に事故あるときは、総務・財務担当副学長がその職務を代行する。

(国際連携本部の運営)

第6条 国際連携本部を運営するために、国際連携本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

- 2 本部会議は、第3条に規定する業務に関する事項を審議する。

(本部会議の組織)

第7条 本部会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本部長
- (2) 総務・財務担当副学長
- (3) 教育担当副学長
- (4) 副学長
- (5) 事務局長
- (6) 学長が指名する者 若干名

(任期)

第8条 前条第6号に掲げる委員の任期は、2年とする。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合には、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(本部会議の委員長)

第9条 本部会議に委員長を置き、本部長をもって充てる。

- 2 委員長は、本部会議を招集し議長となる。
 - 3 委員長に事故あるときは、総務・財務担当副学長がその職務を代行する。
(本部会議の議事)
- 第10条 本部会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 2 本部会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
(本部会議への委員以外の者の出席)
- 第11条 本部会議は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
(専門部会)
- 第12条 国際連携本部に、専門的事項を審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会に関する必要な事項は、別に定める。
(事務)
- 第13条 国際連携本部に関する事務は、学生支援課が行う。
(雑則)
- 第14条 この規程に定めるもののほか、国際連携本部の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条1項に掲げる規定は、平成28年3月14日から施行する。